

消費者基本計画工程表の パブリックコメントの実施結果について

令和4年6月
消費者庁 消費者政策課

消費者基本計画工程表のパブリックコメント実施概要

・ 令和4年3月9日（水） パブリックコメント開始

・ 令和4年4月7日（木） パブリックコメント終了

提出者数：事業者団体 2団体、消費者団体 8団体、その他団体 2団体、個人 6名

提出意見数：合計 354件（事業者団体 25件、消費者団体 151件、その他団体 111件、個人 67件）

項目ごとの意見数上位5位

	件数
・ I章（3）① 成年年齢引き下げを見据えた総合的な対応の推進	15件
・ I章（4）① 消費者団体訴訟制度の推進	13件
・ I章（2）⑤ア食品表示制度の適切な運用等	12件
・ V章（3）① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	12件
・ V章（3）② 地域の見守りネットワークの構築	10件

主な意見内容①

・ I 章（3）① 成年年齢引き下げを見据えた総合的な対応の推進

成年年齢引下げに関する取組みは、令和4年度以降も引き続き社会経験の少ない若者やその周りの大人に対する施策として必要です。若年者への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を明記し、実行してください。

→ 「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、必要な施策を実施し、引き続き関係省庁で連携して進めていく旨、工程表に記載。

・ I 章（4）① 消費者団体訴訟制度の推進

適格消費者団体への国による支援は、設立に向けた支援となっています。適格消費者団体の活動は弁護士、消費生活相談員等のボランティアに支えられています。事業者の不当な勧誘行為の差止は公的な活動と考えられることから活動を維持するための国による支援が必要です。これらの支援についても記載してください。消費者庁の「消費者契約に関する検討会報告書」及び「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」および意見募集等から改正法案が示されましたが、今後の周知・広報について、消費者はもちろんですが、特に事業者に徹底することを記載してください。

→ 消費者庁としては、制度の周知・広報や認定NPO法人制度の活用等の促進等を通じた寄付の促進に向けた支援を実施するほか、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報等を実施してきており、工程表に記載している。

現在、特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うための措置を含んだ法律案※を国会に提出しており、改正後の内容を含めて周知・広報を行う。

※「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」

パブリックコメント結果概要②

主な意見内容②

・ I章（2）⑤ア 食品表示制度の適切な運用等

ゲノム編集技術応用食品については、消費者の選択する権利の確保として、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、事業者に対し積極的に表示等の義務化を行ってください。また、インターネット販売による食品購入が増加していますので、消費者が確実に商品を選択できるようインターネット販売における食品表示の検討について具体的に明記してください。

- ゲノム編集技術応用食品については、引き続き表示制度に関する情報収集を行い新たな知見等が得られた場合は必要に応じ取扱いの見直しを検討。
インターネット上の食品表示については、「インターネット販売における食品表示情報提供に関するガイドブック」を作成し、2022年度夏頃に公表する。

・ V章（3）① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために、消費生活相談員の配置促進、資格保有率の向上等、地方公共団体を支援するとありますが、交付金の見直しによる財源不足で相談員を雇用できない、あるいは雇用したくても相談員を確保することができないなどにより、相談員数が減少しています。特に相談員不足は深刻です。相談員の量と質の確保のためには相談員の待遇改善が喫緊の課題です。相談員確保のために財政支援を含めた具体的な支援策を示してください。

- 引き続き交付金等を通じ地方公共団体の取組を支援するとともに、働きかけや人材育成事業、研修の充実などの重層的な取組によって支援していく旨、工程表に記載。

・ V章（3）② 地域の見守りネットワークの構築

消費者安全確保地域協議会の運営において、行政職員の果たす役割が重要になります。消費者行政担当職員の資質向上の取り組みをしてください。

- 「地方消費者行政強化作戦2020」では、「消費者行政職員の研修参加率80%以上」という目標を掲げており、地方における消費者政策推進のための体制強化が図れるよう地方公共団体の取組を支援する旨、工程表に記載。